

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	5-6
処分の種類	産業廃棄物処理施設の改善命令及び使用の停止命令			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の7			
処分の概要	産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該施設の使用の停止を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 使用の停止命令の基準は別表のとおりとする。</p> <p>2 改善命令の基準については、法令の規定において処分についての判断基準が言い尽くされているため、設定を要しない。</p> <p>※行政処分の基準(別表)は別紙</p>			
基準の根拠	産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の取扱要領 (平成13年10月1日付け13廃第261号)			